

手をつなぐ暮らしのおたすけプラン

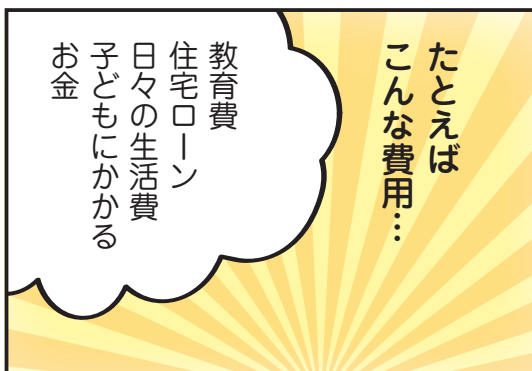
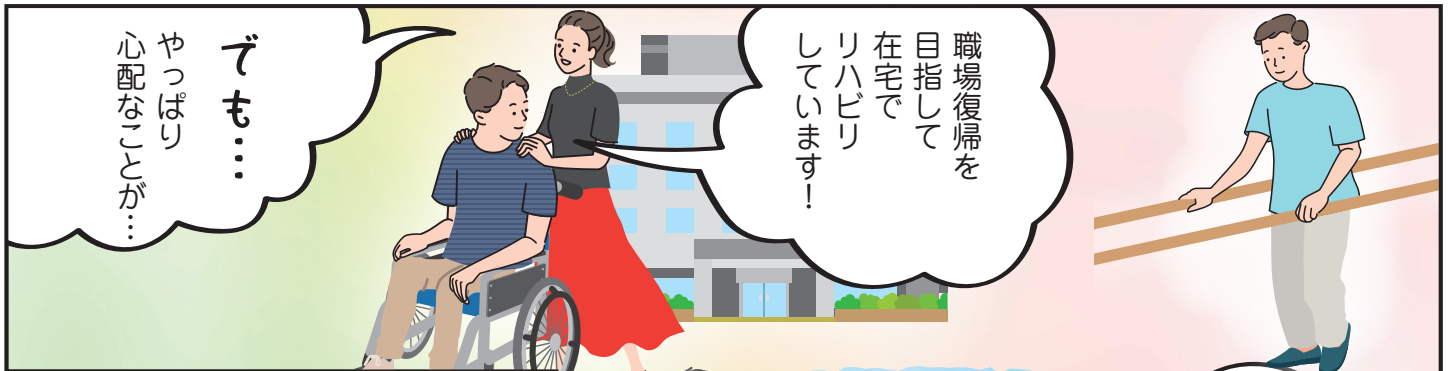
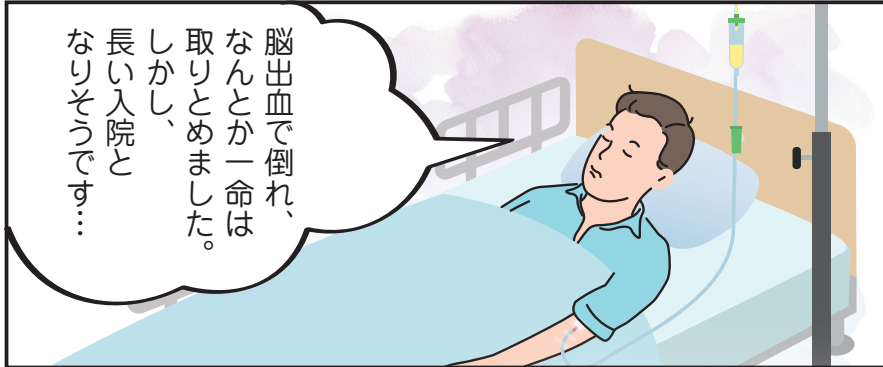
(団体長期障害所得補償保険)

当制度は一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会の本体事業です。

団体割引
10%

病気やケガによって

**長期にわたりはたらけなくなった場合の収入減は、
生命保険や医療保険だけではカバーできません。**



……… 答えは裏面に !!

知的障害のある方がご自身が会員で働いている場合にも対象となります。

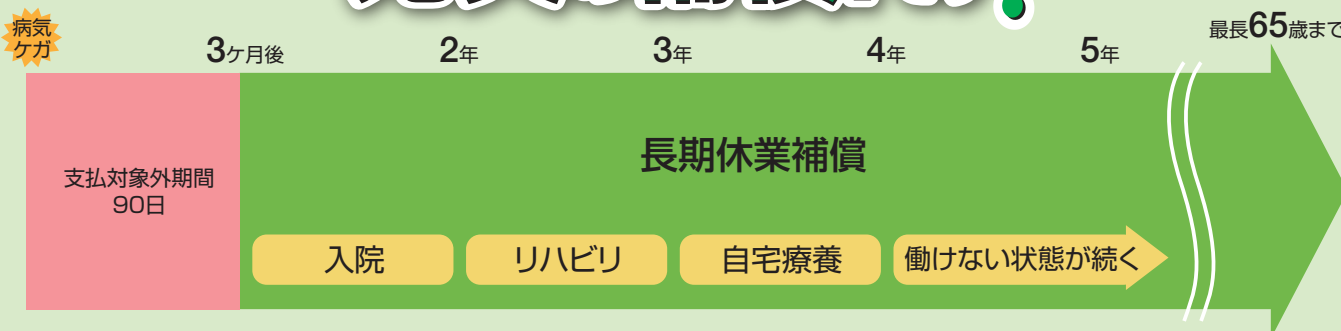
- 親に万一のことがあった場合▶ 生命保険に入っているから残された家族は守れる!
- 入院することになった場合▶ 医療保険に入っているから、入院費用と手術費用は大丈夫!
- 退院はしたけれど、**しばらくはリハビリと自宅療養が必要で**▶ **マイホームや車のローンは? 家族の生活費や、お子さまにかかるお金は?**
- **仕事に復帰できない場合**
- **気分障害(うつ病など)により、**▶ **そんなとき**
- **長期にわたり復職できない場合**

長期休業による収入減から家族の生活を守れるのは...

団体長期障害所得補償保険 に 葬祭費用等補償特約 がセットされた

団体割引
10%

「充実の補償」です!



	団体長期障害所得補償保険	葬祭費用等補償特約
特 長	1 病気やケガによる就業障害をカバー 業務中、業務外を問わず、病気・ケガによる就業障害時の喪失所得の一部を補償します。 2 長期にわたる補償 就業障害発生時から最長65歳まで(65歳満了プランの場合)の長期間で補償されます。 3 メンタル疾患も補償対象 気分障害(そう病・うつ病など)、不安障害、統合失調症など一部の精神障害による就業障害が補償対象となります。(ただし保険金の支払いは最長で2年間となります。) 4 一部復職*の場合も補償 一部復職した場合でも、就業に支障があり就業障害発生直前と比べて20%超の所得喪失がある場合には保険金を支払います。	ご加入いただいた障がいのある方とご家族、ご本人を支える支援者がお亡くなりになった際の以下の費用をお支払いします。 1 ご家族が負担する葬祭費用 2 ご家族が成年(未成年)後見人制度を利用する際に負担する各種手続費用 3 法定相続人が遺産分割の協議に関して負担する法律相談費用

このチラシは手をつなぐ暮らしのおたすけプランの概要を説明したものです。詳しい内容につきましては全国手をつなぐ育成会連合会までお問い合わせください。

〈取扱代理店〉

一般社団法人

全国手をつなぐ育成会連合会

〒160-0023 東京都新宿区西新宿7-17-6

第三和幸ビル2F-C

TEL: 03-5358-9274 FAX: 03-5358-9275

受付時間: 平日の午前10時～午後6時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

お申し込みは

スマートフォン・携帯電話・パソコンから



〈引受保険会社(幹事)〉

日立キャピタル損害保険株式会社

〒102-0073 東京都千代田区九段北一丁目8番10号 住友不動産九段ビル11階

TEL: 03-5276-5602 FAX: 03-5276-5607 担当: 阪東

〈引受保険会社(非幹事)〉

損害保険ジャパン株式会社

団体・公務開発部第二課 担当: 今林・佐藤

〒160-8338 東京都新宿区新宿西新宿1-26-1

TEL: 03-3349-5402 FAX: 03-6388-0161

受付時間: 平日の午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除きます。)

公式ウェブサイト <https://www.sompo-japan.co.jp/>

(Hb397-20-0010 2020年5月27日)